

小学校社会 学習指導要領 一改訂の概要

○ 年間の授業時数

現行時数からの変更はない（学校教育法施行規則）。

第3学年 70時間 / 第4学年 90時間

第5学年 100時間 / 第6学年 105時間

なお、新指導要領では、中学年の「目標」と「内容」が、第3学年と第4学年の学年別に示されている。

○ 育成すべき資質・能力に基づく枠組みの採用

教科の「目標」が、前文と、資質・能力の三つの柱に対応した(1)(2)(3)とで構成されている。

(1) 知識・技能

(2) 思考力・判断力・表現力等

(3) 学びに向かう力・人間性等

各学年の「目標」も、この三つの柱に対応するかたちで示されている（全学年共通）。

各学年の「内容」についても、アは「知識・技能」、イは「思考力・判断力・表現力等」について示す形式とされている。

○ 社会的な見方・考え方

教科と各学年の「目標」の前文で、「社会的な（社会的事象の）見方・考え方」を働かせた学習を行うこととされている（全学年共通）。なお、中教審の資料には「社会的な見方・考え方」を働かせたイメージの例として、「位置や空間的な広がり」「時期や時間の経過」「事象や人々の相互関係」の視点が示されている。

○ 問題解決的な学習の充実

各学年の「目標」において、「社会的な事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して」資質・能力を育成することを目指すこととされている。

また、「指導計画の作成と内容の取扱い」にも、次のように記載されている。

児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようになる／問題解決への見通しをもつ／社会的な事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得する／学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用する／学習の問題を追究・解決する活動の充実を図る

○ 各学年の主な変更点

【第3学年】

- ・「身近な地域や市区町村の様子」〈「内容」(1)〉は、「自分たちの市に重点を置くよう配慮すること」とされている。
- ・「地域の安全を守る働き」が、第3学年に位置づけられ

ている〈「内容」(3)〉。また、火災と事故はいずれも取り上げるが、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫することとされている（「内容の取扱い」）。

- ・「市の様子の変り変わり」〈「内容」(4)〉については、交通や公共施設、土地利用や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現することとされている。
- ・教科用図書「地図」すなわち「地図帳」の活用が、第3学年に位置づけられている。

【第4学年】

- ・「県（都、道、府）の様子」が分割され、「自分たちの県の地理的環境の概要」「47都道府県の名称と位置」に関わる学習は「内容」(1)とされている。
- ・「自然災害から人々を守る活動」〈「内容」(3)〉は、県庁や市役所など地域の関係機関や人々は、自然災害に対し様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対して様々な備えをしていることなどについて学習するものとされている。
- ・県内の文化財や年中行事についての学習が、第4学年に位置づけられている〈「内容」(4)〉。
- ・「県内の特色ある地域」〈「内容」(5)〉において、「国際交流に取り組んでいる地域」が付加されている。

【第5学年】

- ・「我が国の産業と情報との関わり」〈「内容」(4)〉については、「産業と情報との関わり」を学習することとされている。ここで、情報を生かして発展する産業としては、「販売」「運輸」「観光」「医療」「福祉」などに関わる産業の中から選択して取り上げることとされている。
- ・竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れることが「内容の取扱い」に記載されている。

【第6学年】

- ・「内容」の順が「政治→歴史→国際」に変更されている。
- ・歴史学習において、「当時の世界との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること」が「内容の取扱い」に記載されている（「大陸文化の摂取」以降）。

○ 選択・判断、構想

各学年の「内容の取扱い」には、「～を考えたり選択・判断したりできるよう配慮する」という記述が随所に見られる。また、「これからの～の発展について考えることができるよう配慮する」などの記述もいくつか見られ、こちらは、いわば地域や社会のこれからのについて「構想」することを求めたものだといえる。